

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	藤野野外スポーツ交流施設第2ロマンスリフト保全業務
発注課	スポーツ部施設課
選定事業者	東京索道株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は第2ロマンスリフトの構成機器である常用制動機及び非常用制動機の保全業務です。上記機器を含む索道設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能です。そのため、同リフトのメーカーである上記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないことから、上記業者に特定随契としたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

決定日	令和5年4月10日
-----	-----------